

# 三井住友トラストVISA ビジネスアドバンテージゴールドカード特約

## 第1条（カード名称）

本カードは、三井住友トラストカード株式会社（以下「当社」という。）が発行するもので、「三井住友トラストVISAビジネスアドバンテージゴールドカード」（以下「本カード」という。）と称します。

## 第2条（会員）

本特約および三井住友トラストVISAカード&三井住友トラストマスターカード会員規約（以下三井住友トラストカード会員規約という。）を承認のうえ、当社が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、本カードを貸与します。

## 第3条（特約の優越）

1. 本特約と三井住友トラストカード会員規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。
2. 本特約に規定のない事項については三井住友トラストカード会員規約が適用されます。

## 第4条（年会費）

1. 本カードの年会費は、会員資格を得てから3年間は無料といたします。入会4年目以降の年会費は、前年度のショッピング利用の際のクレジットでの支払い金額の合計額が、10万円以上の場合には無料とします。なお、合計額は、本会員と家族会員とのご利用金額代金の合算といたします。
2. 会員は、入会4年目以降、前年度のショッピング利用の際のクレジットでの支払い金額の合計額が、10万円未満の場合には、当社に対してカード有効期限月（カードに有効期限として表示された年月の月）の2ヵ月後若しくは3ヵ月後に三井住友トラストカード会員規約第16条で定める約定支払日に当社所定の年会費及び消費税を支払うものとします。